

〇令和7年度 中小企業向け制度融資（保証協会の保証を付す場合の融資条件のみ掲載）

【一般資金】				【問合せ先】 県産業労働部経営改革課（金融グループ） TEL：0776（20）0373						
このような時に ご利用下さい	制度名		融資対象者	融資限度額 （1年度当たり）	使途・融資期間 （うち据置）	融資利率	保証料率	担保・保証人	申込先	
一般的な事業資金が必要 なとき	中小企業 育成資金	（一般）	中小企業者	8,000万円	設備資金 10年以内 （1年以内） 運転資金 7年以内 （1年以内）	1.50%以下	0.35～1.70%	保証協会の定めによる	商工会議所 商工会 取扱金融機関	
		保証料補給対象分	次の（１）（２）および（３）に該当し、かつ次の①～④のいずれかに該当する中小企業者 （１）パートナーシップ構築宣言を行っている中小企業者 （２）社員ファースト企業宣言にかかる登録申請を県へ行っており、「めざせ「社員ファースト企業」宣言書」（「社員ファースト企業」宣言制度実施要綱 様式第2号（第4条関係））の今後の取組項目欄において「（６）資金引上げ」を選択している中小企業者 （３）「ふくいSDGsパートナー登録制度」の登録を受けた方 ①「ふくい育応援団「従業員応援企業」」の登録を受けた方 ②「ふくい女性活躍推進企業プラス」の登録を受けた方 ③「社員ファーストアワード制度」の表彰を受けた方 ④「ふくい健康づくり実践事業所認定制度」の認定を受けた方							保証料全額補給
			（小口）	小規模企業者 ※常時使用する従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下。但し、宿泊・娯楽業は20人以下。）	2,000万円 （既存の保証協会の保証付 き融資残高を含む）	設備資金・運転資金 7年以内 （1年以内）	1.40%以下			0.70% または 0.40～1.96%
		【セーフティネット資金】								
このような時に ご利用下さい	制度名		融資対象者	融資限度額 （1年度当たり）	使途・融資期間 （うち据置）	融資利率	保証料率	担保・保証人	申込先	
取引先の倒産等により 売掛債権等の回収が困 難なとき	関連倒産防止資金		次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①中小企業信用保険法第2条第5項第1号または第2号に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた方 ②倒産企業に対し売掛債権等を有し、知事の認定を受けた方	8,000万円 （売掛債権等の範囲内）	運転資金 5年以内 （6か月以内）	1.50%以下 （責任共有制度対象）	0.23～1.49%		取扱金融機関 県 経営改革課	
			保証料全額補給			1.40%以下 （責任共有制度対象外）	0.80%			
売上高の減少等から、 資金繰りが悪化してい るとき	経営安定資金		次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①最近3か月間の売上高等、売上総利益率または営業利益率が前年または2年前の同期に比して3%以上減少してい る中小企業者 ②原子力発電所運転停止の影響を受けたことにより、融資申込後3か月間の売上高等が平成23年同期の売上高等に 比して3%以上の減少が見込まれる中小企業者	8,000万円	設備資金・運転資金 7年以内 （1年以内）	1.50%以下 （責任共有制度対象）	0.35～1.70%	保証協会の定めによる	取扱金融機関	
	環境変動分		原材料価格の高騰など急激な為替変動、または、知事が別に定める異常気象や感染症などの広域的に影響を及ぼす経 営上の脅威により、最近1か月の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同月に比して10%以上減 少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同期より10%以上 減少が見込まれる中小企業者の方			保証料1/3補給	1.40%以下 （責任共有制度対象外）			0.70%
	セーフティネット 保証支援分		中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者			保証料1/3補給	1.50%以下 （責任共有制度対象）			0.60%
	危機関連保証支援分		中小企業信用保険法第2条第6項に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者			保証料1/3補給	1.40%以下 （責任共有制度対象外）			0.80%
	原材料・原油価格 高騰対策分		原材料・原油価格高騰の影響により、最近1か月の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年または2 年前の同月に比して3%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等、売上総利益率、営業利益率のい ずれかが前年または2年前の同期に比して3%以上減少が見込まれる中小企業者の方			保証料1/3補給	1.50%以下 （責任共有制度対象）			0.35～1.70%
既往借入金の借換えを 行うとき	資金繰り円滑化支援資金		保証協会の保証付き既往借入金の残高を有しており、経営改善計画に基づく借換えによって、資金繰りおよび経営の 改善が期待できる中小企業者	8,000万円 （新たな事業資金について は、既往借入金の借換額を 限度）	・保証協会の保証付き既往借入金 の借換えに必要な資金 ・借換えに伴い必要となる新たな 事業資金 15年以内 （1年以内）	2.25%以下 （責任共有制度対象）	0.35～1.70%	保証協会の定めによる	商工会議所 商工会 取扱金融機関	
						2.15%以下 （責任共有制度対象外）	0.80%			
返済条件の緩和を行っ ているとき	長期借換支援資金		保証付き既往借入金について返済条件の緩和を行っていることにより前向きな金融支援を受けることが困難な中小企 業者で、ローカルベンチマークを活用し、金融機関等の支援により経営改善が見込まれる中小企業者	8,000万円	・事業計画に基づく保証協会の保証付 き既往借入金の借換えに必要な資金 ・借換えに必要な資金に加え事業計画 に基づく新たな事業資金 15年以内（1年以内） ※新規資金を含む場合2年以内	【10年以内】 2.25%以下 【10年超】 2.65%以下	0.35～1.70%			
経営再建に取り組むと き	中小企業再生支援資金		福井県中小企業活性化協議会の支援により策定された経営改善計画、経営サポート会議による検討に基づき策定また は決定された事業再生計画、または官民ファンドが策定を支援した再建計画に従って再生事業を実施する中小企業者	8,000万円 （1計画当たり）	・経営改善計画等に基づく再生事 業の実施に必要な新たな事業資金 ・事業資金とともに保証協会の保 証付き県制度融資既往借入金の借 換えに必要な資金 10年以内 （1年以内） ※経営改善・再生支援強化型の 場合 据置3年以内	2.25%以下 （責任共有制度対象）	0.68% ※経営改善・ 再生支援強化型 の場合0.8% または1.0%	・担保不要 ・保証人について は保証協会の定め による	取扱金融機関 県 経営改革課	
	経営改善・再生支援強化型の 場合、0.5%分または0.7%分の保証料補給		2.15%以下 （責任共有制度対象外）							

※融資利率は、令和7年4月1日現在（金利は変更する場合があります。）各資金における融資利率は、表で定める利率以下とします。
※保証協会の保証を付さない場合の融資条件については、各資金要綱または本パンフレット「融資利率・保証料率一覧」をご覧ください。
※保証協会の保証を付す場合、利息に加え別途保証料がかかります。保証料率の詳細については、本パンフレット「融資利率・保証料率一覧」をご覧ください。
※事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合、上表の保証料率に0.25%または0.45%上乗せした保証料率が適用される。なお、同制度適用により上乗せされた保証料は保証料補給の対象外とする。
※上記の融資制度は、中小企業信用保険法で定められた中小企業者、小規模企業者の方を対象としています。

【前向きな資金】				【問合せ先】 県産業労働部経営改革課（金融グループ） 電：０７７６（２０）０３７３					
このような時に ご利用下さい	制度名		融資対象者	融資限度額 (1年度当たり)	使途・融資期間 (うち据置)	融資利率	保証料率	担保・保証人	申込先
新たに事業を開始するとき	開業支援 資金	無担保	〔創業関連保証分〕 県内において中小企業者として新たに事業を開始する方、または、事業を開始（分社化を含む）して1年未満の中小企業者 〔スタートアップ創出促進保証分〕 県内において新たに会社を設立する方、または、会社を設立（分社化を含む）して1年未満の中小企業者 保証料全額または0.8%分補給	3,500万円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 10年以内 (1年以内) (※スタートアップ創出促進保証分のうち、条件を満たせば3年以内)	1.45%以下 (責任共有制度対象外)	0.8% または 1.0%	・担保不要 ・保証人については保証協会の定めによる	商工会議所 商工会 取扱金融機関
		有担保	県内において中小企業者として新たに事業を開始する方、または、事業を開始して1年未満の中小企業者	1億円 ※事業資金総額の1/3の自己資金が必要	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	1.55%以下		・担保必要 ・保証人については保証協会の定めによる	
新分野進出や新商品の開発等により、経営をレベルアップするとき	産業活性化 支援資金	おもてなし 産業支援分	次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①ふくい産業支援センターの「おもてなし産業魅力向上支援事業」に基づく助成事業を実施した方 ②上記に準ずる者として商工会議所・商工会の支援を受けて作成した事業計画を進める方 保証料全額補給	1億5,000万円 (うち運転資金 8,000万円) ※新事業展開等支援分①(農工商等連携促進法の認定、地域資源活用促進法の認定に限る。)、②、④の場合は、8,000万円とする	設備資金 15年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	【10年以内】 1.50%以下 【10年超】 1.90%以下	0.35～1.70%	保証協会の定めによる	商工会議所 商工会 取扱金融機関 ふくい産業支援センター (新事業展開等支援分②、④)
		経営活性化 支援分	次の①～③のいずれかに該当する中小企業者 ①商工会議所・商工会の関与のもと、新分野進出や新商品の開発等の経営革新に準ずる事業計画を進め、企業自らの経営努力によるレベルアップを図る方 ②ふくいオープンイノベーション推進機構の支援により、国の補助事業を活用し、ものづくりや革新的な新商品開発等を行う方 ③カーボンニュートラルに資する、国の省エネ・再エネに係る設備導入の補助事業に係る事業計画を進める者 保証料全額補給						
		新事業展開 等支援分	次の①～⑤のいずれかに該当する方 ①中小企業等経営強化法（経営革新計画、経営力向上計画）、農工商等連携促進法または地域資源活用促進法に基づき、知事または国の承認・認定を受けた事業計画を進める中小企業者 ②ふくい産業支援センターの「ふくいの造品創造ファンド」に基づく助成事業を実施した方（有限責任事業組合（LLP）を含む） ③県の「成長産業チャレンジ支援事業」または「県内産業価値づくり支援事業」に基づく補助事業を実施した方 ④ふくい産業支援センターの「新事業チャレンジステップアップ事業」または「福井型スタートアップ創出支援事業（創出枠・成長枠）」に基づく助成事業を実施した中小企業者 ⑤嶺南地域企業が嶺南にある各商工会議所・商工会、若狹湾エネルギー研究センター、ふくい産業支援センター嶺南サテライトオフィス、県工業技術センターの支援を受けて作成した新事業展開や技術開発等に関する事業計画を進める中小企業者 保証料全額補給						
		県外・海外販 路開拓支援分	県内に本社（本店）があり、県外または海外への県産品の販路開拓のため、商工会議所・商工会の支援を受けて作成した事業計画を進める中小企業者（県内事業所の閉鎖や事業規模の縮小あるいは従業員の利用調整を伴わない場合に限る。） 保証料全額補給						
		I o T・A I 等導入支援分	次のいずれかに該当する中小企業者 ①ふくい産業支援センターの「ふくいDX加速化補助金」に基づく補助事業を実施した方 ②ふくい産業支援センターの「ふくいDX推進宣言企業」に基づく登録を受けた方 ③ふくい産業支援センターの支援を受けて作成した事業計画について、I o TやA Iの導入により、5年計画で「付加価値額」の年率3%および「経常利益」の年率1%の向上が見込まれる方 保証料全額補給						
		B C P対策 支援分	次のいずれかに該当する中小企業者 ①平成18年2月に中小企業庁が公表した「中小企業BCP策定運用指針」に基づきBCPを作成した方 ②中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画を有する方 保証料全額補給						
事業用資産や株式買取資金、相続税納税資金等が必要とき	事業承継支援資金		次の①～③のいずれかに該当する方 ①経営承継円滑化法第12条第1項の規定による認定を受けた方 ②認定支援機関等の支援により策定した事業承継計画を進める方で、貸付後3年以内に代表者を交代する見込みのある方、または、代表者交代後1年未満の方 ③後継者不在等により存続見通しがつかない県内中小企業（事業歴1年以上）から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部または一部を承継する方 保証料1/2補給（①、②に限る）	1億5,000万円 ※親族内承継の場合は、8,000万円とする	15年以内（1年以内） ※親族内承継、経営承継借換関連保証の場合は、10年以内（1年以内）	【10年以内】 1.50%以下 【10年超】 1.90%以下	0.35～1.70%	専門家の確認を受けた場合は、0.20%～1.15%	商工会議所 商工会 取扱金融機関
	事業承継支援資金 (経営者保証解除支援分)		次の①または②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者 ①融資申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの ③次のi～ivの全ての条件を満たす法人 i. 資産超過であること ii. EBITDA有利子負債倍率（（借入金・社債一現預金）÷（営業利益+減価償却費））が1.5倍以内であること iii. 法人・個人の分離がなされていること iv. 返済緩んでいる借入金がないこと 保証料1/2補給	1億5,000万円	10年以内（1年以内）	1.50%以下	0.35～1.70%	・保証人不要 ・担保については保証協会の定めによる 専門家の確認を受けた場合は、0.20%～1.15%	

※融資利率は、令和7年4月1日現在（金利は変更する場合があります。）各資金における融資利率は、表で定める利率以下とします。
 ※保証協会の保証を付さない場合の融資条件については、各資金要綱または本パンフレット「融資利率・保証料率一覧」をご覧ください。
 ※保証協会の保証を付す場合、利息に加え別途保証料がかかります。保証料率の詳細については、本パンフレット「融資利率・保証料率一覧」をご覧ください。
 ※事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合、上表の保証料率に0.25%または0.45%上乗せした保証料率が適用される。なお、同制度適用により上乗せされた保証料は保証料補給の対象外とする。
 ※上記の融資制度は、中小企業信用保険法で定められた中小企業者、小規模企業者の方を対象としています。